

約款・規定集(法人のお客様用)新旧対照表

平成25年9月

平成25年10月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第6章 振替有価証券の取引	
第39条(振替の申請) (1) (省略) (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、 <u>記名及びお届印により押印してご提出ください。</u> ①～⑧ (省略) (3)～(6) (省略)	第39条(振替の申請) (1) (省略) (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、振替を行う日から当社が定める営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、 <u>届出の印章により記名押印してご提出ください。</u> ①～⑧ (省略) (3)～(6) (省略)
第7章 株式ミニ投資	
第72条(選定銘柄の除外) (1) (省略) (2) 上記(1)の規定により選定銘柄から除外される場合には、 <u>除外が決定し、当社が定めた日以降</u> については当該銘柄の売却の申込に限り本章の規定に基づき取扱うものとします。 (3) (省略)	第72条(選定銘柄の除外) (1) (省略) (2) 上記(1)の規定により選定銘柄から除外される場合には、 <u>除外が決定された以降</u> については当該銘柄の売却の申込に限り本章の規定に基づき取扱うものとします。 (3) (省略)
第8章 株式累積投資	
第84条(選定銘柄の除外) (1) (省略) (2) 上記(1)の規定により選定銘柄が除外され、 <u>当社が定めた日以降も</u> 当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、本章の規定に準じて遅滞なく当社が買取り、お客様の当該選定銘柄に係る残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。なお、当該銘柄が上場廃止となり、上場廃止日以降においても本章の規定に基づき買付けを行った当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、指定金融商品取引所で取引された最終日の寄値(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をもって処分するまたは当社が買取ることにより、遅滞なくお客様の当該銘柄にかかる残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。	第84条(選定銘柄の除外) (1) (省略) (2) 上記(1)の規定により選定銘柄が除外された以降も当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、本章の規定に準じて遅滞なく当社が買取り、お客様の当該選定銘柄に係る残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。なお、当該銘柄が上場廃止となり、上場廃止日以降においても本章の規定に基づき買付けを行った当該銘柄の残高(持分)が存在する場合には、原則として、指定金融商品取引所で取引された最終日の寄値(気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)をもって処分するまたは当社が買取ることにより、遅滞なくお客様の当該銘柄にかかる残高(持分)を換金のうえお客様にお支払いいたします。また、お客様の株式累積投資口座に当該選定銘柄の買付けに係る払込金等があるときは、あわせてお客様にお返しします。
第12章 雑則	
第105条(通知の効力) (1) <u>お客様のお届出住所</u> あてに、当社によりなされた諸通知が、当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。	第105条(通知の効力) お客様のお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したのものとして取り扱うことができるものとします。

改定後(新)	改定前(旧)
<p>(2)前項の規定する、当社の責に帰すことのできない事由により諸通知が不着となった場合においては、当社は、それ以降になす諸通知について、お客様が前条に定める届出事項変更の完了されるかまたは従来のお届出住所への到着が可能となったことを当社に連絡されるまで、当社に留め置くものとします。この場合においては、それら諸通知は、通常発送すべき時期に発送し、通常到着すべき時に到着したものと取り扱うことができるものとします。</p> <p>第107条(免責事項)</p> <p>(1)当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>②当社所定の請求受領書などに押印された印鑑とお届印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券等または金銭を返還したこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④所定の手続により返還のお申し出がなかったため、または印鑑がお届印の印鑑と相違するためにお預りした有価証券等または金銭を返還しなかったこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えなかったことにより生じた損害。</p> <p>⑤～⑨ (省 略)</p>	<p>(新 設)</p> <p>第107条(免責事項)</p> <p>(1)当社は、次に掲げる場合にお客様に生じた損害については、当社はその責を負わないものといたします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>②当社所定の請求受領書などに押なつされた印影とお届印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券等または金銭を返還したこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えたことにより生じた損害。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>④所定の手続により返還のお申し出がなかったため、または印影がお届印と相違するためにお預りした有価証券等または金銭を返還しなかったこと、または振替有価証券をお客様の指定する口座管理機関等へ振替えなかったことにより生じた損害。</p> <p>⑤～⑨ (省 略)</p>
<u>平成25年10月1日改定</u>	<u>平成25年1月4日改定</u>
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第25条 申込者は、当社に届け出た所在地、名称等に変更があったとき、又はお届印を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社所定の書類に押印した印鑑とお届印の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>	<p>(届出事項の変更届出)</p> <p>第25条 申込者は、当社に届け出た所在地、名称等に変更があったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第30条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害</p>
<u>平成25年10月1日改定</u>	<u>平成24年10月1日改定</u>
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド自動けいぞく投資約款	
<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびにお届印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①お届印の押印された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</p> <p>②印鑑がお届印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p>	<p>10. 申込事項等の変更</p> <p>(1)改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>11. その他</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>(3)当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。</p> <p>①届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合。</p> <p>②印影が届出印と相違するために、この自動投資契約に基づくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合。</p> <p>③ (省 略)</p>
<u>平成25年10月1日改定</u>	<u>平成25年1月4日改定</u>